

公益財団法人横須賀芸術文化財団
令和2年度第2回理事会
議 事 録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 議案第2号 令和元年度事業報告及び決算(案)について

令和元年度は、横須賀芸術劇場の指定管理期間の第3期の6年目を迎え、開館25周年という節目の年を迎えた。引き続き、横須賀市のさらなる芸術文化の振興に寄与するため、事業計画に基づき各事業に取り組んだ。芸術普及事業では、多彩なジャンルの公演を市民に提供するため、39事業50公演を実施。芸術育成事業では、「世界オペラ歌唱コンクール『新しい声2019』オーディション in YOKOSUKA」をはじめ、劇場合唱団の運営、「若手アーティスト学校派遣プログラム」等を実施。大人から子どもまで、多くの市民が文化に触れ、参加できる機会を提供した。施設の管理及び運営では、さらなるサービスの向上を目指すとともに、施設の老朽化等、喫緊かつ今後の大きな課題について横須賀市と連携し、安全管理と環境整備に努めた。また、年度末においては、新型コロナウイルス感染症の問題が発生し、感染拡大防止のため、催し物や公演の中止・延期の対策を実施したこと。

決算については、事業活動収入の合計額は、8億967万8,381円、事業活動支出の合計額は、8億510万579円となり、事業活動収支差額は457万7,802円となった。また、予算では、財源の確保から特定資産である指定正味財産から2,000万円の取崩しを計上したが、収支改善のため取り崩さずに済み、当期収支差額は462万8,988円となった。また、当期一般正味財産増減額はマイナス221万3,656円、当期指定正味財産増減額は0円、正味財産期末残高は13億6,506万4,853円となった。また、公益財団法人の認定上の3つの財務基準についてはすべてクリアしたこと。

監査報告については、理事の職務の執行について監査した結果、事業報告は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示していること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、内部管理体制の整備に関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行が相当であること、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示していること。

(2) 議案第3号 令和2年度補正予算について

令和元年度決算(案)の正味財産の期末残高に合わせて、令和2年度予算の正味財産の期首残高を一致させるため、収支補正予算を編成すること。

(3) 議案第4号 事務局職員退職手当規程の一部改正について

令和2年2月に実施した管理職手当等の一部改正に合わせ、事務局職員退職手当規程に規定している調整月額も横須賀市の基準に準じた金額に変更すること。

(4) 議案第5号 定時評議員会の開催について

- ・用件 令和2年度第1回評議員会
- ・日時 令和2年6月26日(金) 持ち回りによる
- ・目的である事項

(1) 議案審議

- ・令和元年度事業報告及び決算について

(2) その他報告事項

2 1の事項の提案をした理事 木村忠昭

3 理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年6月11日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第96条(当財団定款第35条)の規定に基づき、理事会の決議があったものとみなされたため、これを証するため、この議事録を作成する。

令和2年6月11日

公益財団法人横須賀芸術文化財団

代表理事(理事長)

木村忠昭

印

業務執行理事

鈴木正志

印